

注:本資料は Deloitte & Touch LLP が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版については有限責任監査法人トーマツにお問合せください。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、英語版ニュースレターの補助的なものです。あくまで英語版が(正)となります旨、ご了承下さい。

目次

- 背景
- 現在の焦点及び懸念領域
- 将来予測
- 付録 A—非会計基準測定尺度:開かれている項目
- 付録 B—非会計基準測定尺度:開示規定及び国内登録者に適用される禁止の要約

自身による修正のチャンス

SEC が会社に彼らの非会計基準測定尺度の見直しを勧告する

クリスティーン・デバイン(Christine Davine)、リサ・ミトロビッチ(Lisa Mitrovich)及びクリスティーン・メイザー(Christine Mazor) (デロイト&トウシュ LLP)

背景

先週、SEC は、非会計基準測定尺度(non-GAAP measure)が、誤導する可能性があり、比較可能性のある会計基準測定尺度よりもより相対的重要性を有する可能性があり、又は期間比較で一貫性のない表示、に対し増加しつつある懸念に対応して、当該測定尺度に係る C&DI¹を更新した。当該 C&DI は、SEC の現行規則に準拠した非会計基準測定尺度の使用を会社に禁止していない²。しかしながら、PCAOB 常任諮問グループ(SAG)の5月18日会議における、SEC の企業財務部(当「部」)の主任会計官であるマーク・クロンフォースト(Mark Kronforst)により述べられているように、「メッセージを送る」尽力において C&DI における SEC スタッフのトーンは意図的に強制的なものである。彼の非会計基準測定尺度に関する SEC の懸念の議論においては、クロンフォースト氏は、「この次の四半期は、会社が、自身による修正を行う良い機会となろう」と意見表明した。

更新された C&DI の発行に先立つ数ヶ月は、これらの測定尺度の使用の増加、及び次第に増加しつつある会計基準と非会計基準測定尺度との報告される差異金額に対応した、報道機関の記事及び非会計基準測定尺度の SEC の調査の激増により、強調されてきた。例えば、ファクトセット(FactSet)により公刊された研究は、2015 年度に関しては、ダウ・ジョーンズ産業平均(Dow Jones Industrial Average)における会社の 67 パーセントは、非会計基準一株当たり利益を報告し、平均では、これらの会社に関する会計基準と非会計基準利益の差異は、約 30 パーセントであり、これは、2014 年における約 12 パーセントから大幅な増加を示していた、と判定した。

SEC 担当官は、非会計基準測定尺度の使用の急激な上昇に対してコメントした。今年 3 月に行われたスピーチで、SEC 主任会計官であるジェームズ・シュヌール(James Shnurr)は、「SEC スタッフは、非会計基準測定尺度の使用、及びその中の修正の性質における……大幅な、またある側面では、トラブルを引き起こしかねない増加について調査した」、また、それらの相対的重要性について言及した。彼は更に、非会計基準測定尺度は、財務諸表における情報に「取って代わるのではなく……補完する」ことが意図されている、と述べた。クロンフォースト氏及び SEC の主任会計官室の主任会計官代理であるウェズリー・ブリッカー(Wesley Bricker)は、4 月及び 5 月において、非会計基準測定尺度に関する追加的懸念を強調した³。

¹ 法令順守及び開示解釈指針(Compliance and Disclosure Interpretations (C&DIs))は、規則、規制、又はSECの声明ではない。その代わりに、それらは、様々な問題に対するSECスタッフの見解に係る全般的ガイダンスを提供し得るものである。C&DIは、SECウェブ・サイト上で利用可能である。

² 規則G及び規則S-Kアイテム10(e)を参照のこと。非会計基準測定尺度に関連した開示規定及び禁止規則の要約に関しては、当Heads Upの付録Bを参照のこと。

³ ブリッカー氏の2016年5月5日の2016年バルーチ・カレッジ財務報告会議(2016 Baruch College Financial Reporting Conference)における講演の議事録を参照のこと。彼のコメントは、バルーチ・カレッジ会議でのクロンフォースト氏、及び2016年4月28日に、ノースウェスタン大学プリツカー・ロー・スクール(Northwestern University's Pritzker School of Law)で開催されたガレット企業及び証券法研究会(Garrett Corporate and Securities Law Institute)のそれと一貫していた。

彼らのコメントは、主に、特定の修正された収益測定尺度において使用される、流動性測定尺度と思われる非会計基準一株当たり業績、及び非会計基準修正の税務上の取り扱い等の、非会計基準利益を算定するために個別に作成された会計原則の使用に対し、焦点を当てるものであった。

そのレビュー及びコメント・レター、スピーチ、並びに更新後の C&DI に反映されているように、SEC は、利益発表及び定期報告書における非会計基準測定尺度の使用を見直すことを会社に勧告している。

現在の焦点及び懸念領域

C&DI は、非会計基準測定尺度に関連する以下の質問に対するガイダンスを提供している。

- 何が誤導を招く、又は禁止されるか？
 - 誤導を招く修正—いくつかの新規 C&DI⁴は、投資者を誤導しかねない非会計基準測定尺度の説例を提供している。これらには以下が含まれる。
 - 事業の運営のため必要な、通常の、経常的現金営業費用を除外する。
 - 変更及び変更の理由に関する説明について適切な開示なしに、当期の報告期間における項目を修正するが、前期間における類似項目については修正しない。
 - 特定の非経常的費用は除外するが、非経常的利得は除外しない(すなわち、最も積極的な測定尺度を達成するために、非会計基準測定尺度において、「いいとこどり」の非会計基準修正)。
 - 特定の修正後収益測定尺度を含む、個別に作成された会計原則を基礎としている。

C&DI 100.04 では、SEC スタッフは、登録者が、あたかも顧客に請求した時点で収益を稼得するかのような、加速化された基準の会計基準でサービス期間にわたり認識される収益を反映する、禁止される非会計基準業績測定尺度の例を提供している。当該測定尺度は、それが、個別に作成された会計原則であり、登録者の要求される会計基準測定方法を反映していないため、禁止される。当該例は、収益認識に関するものであるが、当 C&DI は、非会計基準測定尺度を創出するために、他の財務諸表表示項目に対して適用される個別に作成された会計原則もまた、禁止される可能性がある、と言及している。

編集者注: ASC280⁵によれば、会社は、セグメント修正された収益又はセグメント利益を含む、セグメント測定尺度を表示しうる。それは当該会社が管理されているが、会計基準に準拠して作成されている連結財務諸表において表示される基礎とは相違する方法で首尾一貫した基準で。当該セグメント測定尺度は、それらが、ASC280 に準拠して表示されている場合には、非会計基準財務測定尺度と見なされない⁶一方、SEC スタッフは、それらが、個別に作成された会計原則を基礎としている場合には、**連結**ベースでの彼らの表示又は議論に対して、反対する可能性がある。

- 一株当たり非会計基準測定尺度—登録者は、非会計基準測定尺度が、(1)純損益とは相違し、純損益に調整される業績測定尺度か、又は(2)営業活動からのキャッシュ・フローとは相違し、営業活動からのキャッシュ・フローに調整される流動性の測定尺度であるかを評価しなければならない。一株当たりキャッシュ・フロー又は流動性測定尺度は禁止されているため、この判定は重要である。歴史的に、SEC スタッフは一般的に、ある尺度が測定尺度か流動性測定尺度かのマネジメントによる判定を容認していた。しかしながら、改訂後の C&DI 102.05 で言及されているように、SEC スタッフは、より流動性尺度と思われる業績尺度として指定された測定尺度にチャレンジする可能性がある。

⁴ C&DIs 100.01 から 100.04 を参照のこと。

⁵ FASB Accounting Standards Codification Topic 280, *Segment Reporting*.

⁶ C&DI 104.01 を参照のこと。

- それらが最終的に流動性測定尺度であると判定される場合、SEC は、一株当たり金額を禁止することになる(例えば、フリー・キャッシュ・フローは流動性測定尺度であり、したがって、一株当たり表示が明確に禁止されている)⁷。加えて、C&DI 103.02 は、EBIT⁸又はEBITDA⁹は、一株当たりで表示すべきではないと述べている。
- 非会計基準測定尺度の開示が、会計基準測定尺度のそれよりもより相手重要性を有する場合とは？

非会計基準測定尺度を表示している登録者は、同等又はそれを越える重要性をもって、最も直接的に比較可能な会計基準測定尺度の表示が要求される。C&DI 102.10 は、非会計基準測定尺度の表示が、この規定を充足しない可能性があり、したがって、SEC の調査の対象となる可能性がある場合を説明する例を提供している。それは部分的に、次のように述べている。

非会計基準測定尺度が、比較可能な会計基準測定尺度より相対的重要性があるか否かは、当該開示がなされる事実は一般的に、事実及び状況に依存するが、スタッフは、非会計基準測定尺度がより相対的重要性があるものとして、以下の例を検討することになる。

- 非会計基準測定尺度の完全な損益計算書の表示している、又は最も直接的に比較可能な会計基準測定尺度への非会計基準測定尺度を調整している場合に、完全な非会計基準測定尺度の損益計算書を表示している。
- 非会計基準測定尺度を含む、利益公表ヘッドライン又はキャプションから、比較可能な会計基準測定尺度を省略する。
- 比較可能な会計基準測定尺度よりも、非会計基準測定尺度を強調する、表示のスタイル(例えば、太字、大きなフォント)を使用して、非会計基準測定尺度を表示する。
- 最も直接的に比較可能な会計基準測定尺度に先立つ、非会計基準測定尺度(利益公表ヘッドライン又はキャプションにおいてを含む)。
- 非会計基準測定尺度を、比較可能な会計基準測定尺度の少なくとも同等の相対的重要性がある説明的特徴づけなしに、例えば、「記録的業績」又は「並外れた」として説明する。
- それに先立つ同等に相対的重要性がある比較可能会計基準測定尺度の表形式による開示なしに、非会計基準財務測定尺度の表形式の開示を提供する、又は同一の表の中で、比較可能な会計基準測定尺度を含める。
- アイテム 10(e)(1)(i)(B)における「合理的でない努力」に対する依拠における将来予想非会計基準測定尺度に関する定量的調整を、同等又はそれを越える相対的重要性のある箇所において、当該事実の開示、並びに利用可能でない情報及びその可能性のある重要性の識別なしで、除外する。
- 同等又はそれを越える相対的重要性のある箇所における、比較可能な会計基準の測定尺度の類似の議論及び分析なしで、非会計基準測定尺度の議論及び分析を提供する。
- 非会計基準測定尺度に関する法人所得税を登録者はどのように表示すべきか？

非会計基準測定尺度の算定に当たり、登録者は、会計基準測定尺度に対してなされた修正が、法人所得税費用に対して有する影響に留意しなければならない。収益又は税引前利益の修正は、税金引当ての算定において想定される税務費用又は便益に影響与える。C&DI 102.11 は、当該調整の税務上の影響の検討に係る新規ガイダンスを提供している。非会計基準測定尺度が流動性測定尺度である場合、それは、現金で支払われる税金を表示するため、会計基準税金金額を修正することは受諾可能である可能性がある。測定尺度が業績測定尺度である場合、登録者は、「利益性の非会計基準測定尺度と比例的に、当期及び繰延法人所得税費用を含めなければならない」、また、税金と純額の修正を表示してはならない。それらは、別個に法人所得税に関する修正を表示し、当該修正が決定された方法を開示しなければならない。

⁷ C&DI 102.07 も参照のこと。

⁸ Earnings before interest and taxes.

⁹ Earnings before interest, taxes, depreciation, and amortization

- ・ 業務からのファンド(FFO)に関してはどうか？

FFO は、不動産産業において共通して使用される非会計測定尺度である。C&DI 102.01 及び 102.02 は、FFO は、不動産投資信託全国協会 (National Association of Real Estate Investment Trusts (NAREIT)) により定義され、及び 2016 年 5 月 17 日時点で発効しているように、一株当たり FFO は、業績測定尺度として受諾可能であり続ける予定である。登録者が、修正後 FFO の測定に到達するための修正を実施している場合には、当該修正は、業績測定尺度又は流動性測定尺度に関する非会計基準規定に準拠しなければならない。修正後 FFO が実質的に、流動性測定尺度である場合には、一株当たり基礎の表示は禁止される。

将来予測

FASB、IASB 及び PCAOB はまた、非会計基準測定尺度に対して厳しい見解を示している。2016 年 4 月 7 日の 2016 年 REITwise¹⁰におけるビデオ・インタビューで、FASB 議長であるラッセル・ゴールデン (Russell Golden) は、当審議会による非会計基準報告の増加に関連した研究努力に関して講演した。彼は、当該研究は、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書に対する潜在的な改善を協議し、及びそれらに新たな種類の尺度を含める予定のアジェンダ・コンサルテーション・ペーパーを、今夏の FASB による発行をもたらす結果となる予定であることを言及した¹¹。2016 年 5 月 11 日に、IASB 議長であるハンス・フーガーフォースト (Hans Hoogervorst) は、ヨーロッパ会計協会の年次会議 (Annual Conference of the European Accounting Association) において、非会計基準測定尺度及び業績報告に関して講演を行った。彼は、非会計基準の流行は、損益計算書における小計及び EBIT 等の共通測定尺度を明確に定義するガイダンス、及びその機会の欠如に部分的に起因する可能性があり、したがって、IASB が、追加的ガイダンスを提供する余地がある、と言及した。さらに、SAG は、2016 年 5 月 18 日及び 19 日の会議において、非会計基準測定尺度に関する監査人の役割を協議した¹²。

SEC は、誤導を招く可能性がある測定尺度及び相対的重要性を特に強調して、非会計基準測定尺度の監視において警戒しつづける予定である。当部により発行された、これらの測定尺度に対するコメントの数は、増加するものと予想され¹³、新たなコメントは、SEC のエドガー・データベースに即時に掲載されなければならない¹⁴。

追加の SEC コメントはまた、測定尺度の有用性に対しても予定されている。会社が、非会計基準測定尺度が、会社の業績を測定する適切な方法である理由、及びそれが投資者に対していかに有用であるかを正当化し得ない場合には、SEC は、当該測定尺度に対して反対する可能性がある。非会計基準測定尺度のアナリストに対する有用性は、当該測定尺度の表示の唯一の支持理由ではありえず、当該測定尺度に対する正当化は、当該会社に対して実質的かつ特有でなければならない。

SEC スタッフによる、登録者に、次の四半期において自身での修正を勧告する声明を前提とすれば、今が、会社が、彼らの非会計基準測定尺度の利用を見直す時である。登録者に自身による修正の要請は、他の高い優勢順位の観点で、時間を要する規則設定に先んずるための、SEC による努力である可能性がある一方、当委員会は、当該自身による修正が機能しない場合、規則設定が必要であるか否かを検討する可能性がある。

2016 年の次の四半期、及び将来報告期間に関する利益公表及び定期登録の作成にしたがい、彼らは、付録 A における質問、並びに付録 B における非会計基準測定尺度に関連した開示規定及び規則禁止の要約を、彼らの非会計基準測定尺度が、C&DI 及び最近の SEC 声明におけるガイダンスを反映していることを確認すべく、検討しなければならない。

非会計基準財務測定尺度に関する新たなデロイト・ロードマップ公刊物が、現在開発中であり、2016 年夏に発行される予定である。

¹⁰ NAREIT' s Law, Accounting & Finance Conference.

¹¹ 当アジェンダ・コンサルテーション・ペーパーには、損益計算書の様式、キャッシュ・フロー及び非会計基準測定尺度を調査する予定の、財務業績を含むいくつかのトピックの議論が含まれる予定である。

¹² SAG 会議の来るべきデロイトによる記事に留意のこと。

¹³ 非会計基準測定尺度に係る SEC スタッフのコメント・レターにおいて識別されたトレンドのより詳細な議論に関しては、デロイトの「SEC コメント・レター—産業洞察を含む:何を「エドガー (Edgar)」は我々に語るか」を参照のこと。

¹⁴ SEC のエドガー (EDGAR) データベースは、当委員会によるコメント・レター及び登録者からの回答を含む、会社ファイリングに対する無料の公共アクセスを提供している。

付録 A—非会計基準測定尺度:問われている項目

会社が、利益公表及び定期登録を作成する際に、それは、非会計基準測定尺度の使用に関する以下質問を検討しなければならない。

1. 当該測定尺度は誤導を招かないものか、又は禁止されていないか？
2. 当該測定尺度は、最も直接的に比較可能な会計基準測定尺度とともに表示され、その会計基準測定尺度よりも相対的重要性を有していない表示とはなっていないか？
3. 当該測定尺度は、適切に定義及び説明され、並びに非会計基準として明確に分類されているか？
4. 会計基準測定尺度と非会計基準測定尺度の調整がはっきりと分類され、それぞれの修正の性質を記述し、それぞれの修正が適切になされているか？
5. マネジメントが当該測定尺度が、投資者にとって、かつマネジメントが当該測定尺度を使用する目的にとって、有用であると信じている実質的な理由の透明性及び会社特有の開示があるか？
6. 当該測定尺度は、定義された方針に準拠して、期間から期間にわたり継続的に作成されており、かつ会社の同業他社のそれと比較可能であるか？
7. 当該測定尺度はバランスがとれている(すなわちそれは、非経常的費用のみならず、非経常的利得についても修正している)か？
8. 当該測定尺度は、重要な修正に適切に焦点を当てており、マネジメントの焦点とは見なされない重要ではない修正を含んでいないか？
9. 開示統制及び手続きは、非会計基準測定尺度に対処しているか？
10. 監査委員会は、非会計基準測定尺度の作成及び使用の監視に関与しているか？

付録 B—非会計基準測定尺度：開示規定及び国内¹⁵登録者に適用される禁止の要約

開示規定/禁止事項	全ての非会計基準財務測定尺度の開示(規則 G ¹⁶¹⁷)	SEC 登録(規則 S-K、アイテム 10 ¹⁸¹⁹)	SEC に提出されるプレスリリース(フォーム 8-K、アイテム 2.02 ²⁰)
表示規定:			
• 最も直接的に比較可能な会計基準財務測定尺度の表示	X		
• 同等又はより相対的重要性のある、最も直接的に比較可能な会計基準財務測定尺度の表示		X	X
• 非会計基準財務測定尺度から、最も直接的に比較可能な財務諸表測定尺度への定量的調整	X	X	X
• なぜマネジメントが、当該非会計基準財務測定尺度が、投資者に対して有用な情報を提供するかの理由の開示声明		X	X
• 重要である場合、マネジメントが、非会計基準財務測定尺度使用の追加的的目的の開示声明		X	X
非会計基準財務測定尺度の特定の表示に係る禁止規定 ²¹			
• 非会計基準財務測定尺度の表示を誤導を招きかねないものとする重要な虚偽表示又は省略 ²²	X	X	X
• 流動性の一株当たり測定尺度の表示 ²³		X	X
• その他の方法による決済能力の欠如により、現金決済を要求する、若しくは要求するであろう、又は要求していたであろう費用又は負債を、非会計基準流動性測定尺度 (EBIT 及び EBITDA 以外) から除外する		X	
• 当該費用又は利得の性質が、2年以内に繰り返される可能性が合理的であり、又は過去2年間に於いて類似の費用又は利得が発生した場合で、非経常的、非頻繁的、又は非通常として識別された項目を排除又は平準化するための非会計基準業績測定尺度の修正(禁止は、修正されている費用又は利得の説明を基礎とする)		X	
• 会計基準財務諸表の本表又は付随注記における、非会計基準財務測定尺度の表示		X	
• 規則 S-X の 11 項により開示が要求される、プロ・フォーマ (pro forma) 財務諸表の本表における、非会計基準財務測定尺度の表示		X	
• 会計基準財務測定尺度に使用される表題又は説明と同一、又は混乱を招くほど類似した非会計基準財務測定尺度の表題又は説明の使用		X	

¹⁵外国民間発行者 (foreign private issuer) に関しては、規則 G、規則 S-K、10(e) 項、C&DI セクション 106、及び当部による財務報告マニュアルのセクション 8140 を参照のこと。

¹⁶ 規則 G は、登録者、又はその代理人が、非会計基準財務測定尺度を含む重要情報を公開又は公表する場合は必ず、その情報が SEC に提供される、又は登録されるかにかかわらず、適用される。

¹⁷ 特定状況下では、規則 G 及び 10(e) 項の規定は適用されない。例えば、これらの規則が、提案された企業結合に関連する非会計基準測定尺度、又は政府当局により開示することが要求されている測定尺度には適用されない。追加的情報については、規則 G 及び 10(e) 項を参照のこと。

¹⁸ 規則 S-K、10 項は、非会計基準測定尺度を含んでいる全ての SEC 登録資料に適用される。

¹⁹ 脚注 17 参照。

²⁰ 様式 8-K、2.02 項は、登録者に、当該発表 (release) 又は声明 (announcement) が、非会計基準測定尺度の開示を含むか否かに関係なく、完了した年次又は四半期財務期間に関する重要な非公開財務情報を開示する全ての発表又は声明を SEC に提供することを要求している。登録者が、SEC に当該発表又は声明を登録することを選択する場合、規則 S-K、10 項の規定の適用対象となる。

²¹ 様式 8-K、2.02 項は、規則 S-K、10(e)(1)(ii) 項における禁止規定に参照していないが、登録者は、提供される報道発表において非会計測定尺度を使用する際に、これらの禁止規定における概念を検討しなければならない。

²² 規則 G、ルール 100(b)、及び C&DI のセクション 100 を参照のこと。

²³ SEC ルール・リリース 33-8176「非会計基準測定尺度の使用に関する条件」の脚注 11 は、会計基準及び SEC 規則では、特定の非会計基準一株当たり測定尺度は禁止されていると述べている。

登録

デロイトの Accounting Standards and Communications Group が発行する Heads up およびその他の会計に関する出版物を希望される方は、以下のウェブサイトにご登録ください(www.deloitte.com/us/subscriptions)。

財務責任者のための Dbriefs

Dbriefs へぜひご参加ください。Dbriefs はデロイトのウェブキャスト・シリーズで、重要な問題を常に把握しておくために必要な実践戦略を提供するものです。「財務責任者」シリーズのウェブキャストを通じ、以下のテーマに関する貴重なアイデアや重要な情報にアクセスしてください。

- 事業戦略および税務
- 税務に関する財務報告
- 取引およびビジネス・イベント
- 企業価値の強化
- ガバナンス、リスクおよびコンプライアンス
- 財務報告
- テクノロジー

Dbriefs は CPE クレジット取得のための、身近にご利用いただける便利で柔軟な方法も提供します。今後のウェブキャストに関するお知らせをお受け取りいただくには、以下のウェブサイトにて、Dbriefs にご登録ください(<http://www.deloitte.com/us/dbriefs>)。

Technical Library と US GAAP Plus

デロイトはご登録いただいた方々を対象に、会計や財務開示に関する資料のオンライン・ライブラリーへのアクセスを提供しています。Technical Library: The Deloitte Accounting Research Tool と呼ばれるこのライブラリーには、弊社の会計および SEC マニュアルならびにその他の会計および SEC の解釈指針のみならず、FASB、EITF、AICPA、PCAOB、IASB、SEC の資料などが含まれています。

営業日ごとに更新される Technical Library は使いやすくデザインされており、ナビゲーションシステムは強力な検索機能を備えているため、いつでも、どのコンピューターからでも瞬時に情報を入手することを可能にします。Technical Library 登録者には、ライブラリーへの最新の情報をハイライトした週報「Technically Speaking」もお送りします。登録やオンライン上のデモンストレーションなどの詳細については、デロイトのウェブサイト www.deloitte.com/us/techlibrary をご覧ください。

さらに、US GAAP Plus にも忘れずにアクセスしてください。これは、米国 GAAP に重点を置いた、会計に関するニュース、情報や出版物を取り上げるデロイトの新しい無料ウェブサイトです。このウェブサイトには、FASB の活動や FASB Accounting Standards Codification™ のアップデート、そして、PCAOB、AICPA、SEC、IASB、IFRS 解釈指針委員会などのその他の米国と国際会計基準の設定主体や規制当局の進展に関する記事が掲載されています。今すぐチェックしてください！

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 225,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。